

<加盟店の皆様へ>

「クレジットカード番号等の適切な管理」に関するご案内

平成21年12月1日に施行された改正割賦販売法により、当社はクレジットカード番号等の安全管理のために必要な措置を講じることが義務付けられました。
特に二次被害の危険性のある事故や発生規模が大きい事故が発生した場合は、行政庁への事故報告（速報）が求められています。
この法律の規定に基づいて、加盟店の皆様へ下記の点についてご案内をすることとなりました。

<漏えい・紛失等が発生した場合の連絡について>

平成21年12月1日以降に貴社および貴社の委託先でクレジットカード番号等の漏えいや紛失等の事故が発生した場合には、速やかに下記あてご連絡をお願いします。

【本件に関する連絡先】

ちばぎんカード株式会社 営業部 加盟店担当 TEL043-272-6270

<漏えい・紛失等が発生した場合の再発防止について>

貴社または貴社の委託先でクレジットカード番号等の漏えいや紛失等の事故が発生した場合には、当社は貴社または貴社の委託先に対して、類似の漏えい・紛失等の事故が再発しないための対応措置をお願いすることとなります。

<貴社の委託先へのご案内について>

上記内容については、貴社より委託先に対してもご案内をお願いいたします。

※1)上記のご案内文における「クレジットカード番号等」とは

それを加盟店に提示もしくは通知することにより商品等の購入や役務の提供を受けることができるものとして、クレジットカード等購入あっせん業者がカード会員に対して付与した番号、記号、符号等をいう。

※2)上記のご案内文における「クレジットカード番号等」の漏えい・紛失等の事故とは

上記の「クレジットカード番号等」のデータやその内容が記載された伝票や書面等が漏えい、紛失、所在不明などの状態になった場合をいう。